長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発5第3号
令和5年4月10日

組合員　各位

長崎市管工業協同組合
理事長　谷村　正夫
（公　印　省　略）

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領の一部改正及び
長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領の廃止について

標記の件につきまして別添のご案内がきていますので、ご確認ください。

○長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領の一部改正について
https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/03/1680067125.pdf
※新旧対照表も合わせてご確認下さい。（添付資料）

○長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領の廃止について
（添付資料）

※詳細が必要な場合は、各自長崎県 H.P.⇒組織探す（右上）⇒土木部⇒建設企画課をご覧ください。

４建企第５７６号
令和５年３月２９日

建設業者団体の長　殿

長崎県土木部
建設企画課長

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領の一部改正
及び長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領の廃止について

このことについて、平成２８年３月２４日付け２７建企第６２９号「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領」及び令和３年３月２日２建企第６１７号「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領」により通知しているところですが、下記のとおり通知します。

記

１　改正内容

「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領」

（現行）

第４　対象となる基本的工事条件

（１）長崎県土木部所管の建設工事のうち、上五島支所建設部が発注する設計金額5,000万円以上１億円未満の土木一式工事。

（改正）

第４　対象となる基本的工事条件

（１）長崎県土木部所管の建設工事のうち、上五島支所建設部が発注する設計金額4,500万円以上１億円未満の土木一式工事。

２　廃止内容

発注基準の見直し及び地域力保全型一般競争入札の設計金額の拡大に伴い、離島地域を対象とした令和３年３月２日付け２建企第６１７号「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領」を廃止する。

３　適　用

令和５年４月１日以降に公告するものから適用する。

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領

改正後	改正前
長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領 令和５年３月29日　4建企第576号 第４　対象となる基本的工事条件 （１）長崎県土木部所管の建設工事のうち、上五島支所建設部が発注する設計金額4,500万円以上１億円未満の土木一式工事。 （２）特殊な技術を要しない建設工事。 （３）港湾等の海上工事は除く。 第７　試行期間 令和５年４月１日以降に公告する建設工事から当分の間試行する。	長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領 平成28年３月24日　27建企第629号 第４　対象となる基本的工事条件 （１）長崎県土木部所管の建設工事のうち、上五島支所建設部が発注する設計金額5,000万円以上１億円未満の土木一式工事。 （２）特殊な技術を要しない建設工事。 （３）港湾等の海上工事は除く。 第７　試行期間 平成 28 年４月１日以降に公告する建設工事から当分の間試行する。

Ｒ４年度までで
廃　　止

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領

平成20年12月24日　20建企第626号
最終改正　令和５年３月29日４建企第576号

第１　趣旨

この要領は、長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定。以下「参加者格付要綱」という。）第２条ただし書きを適用し、長崎県の離島地域における長崎県土木部が発注する建設工事に係る入札において、管内業者に受注機会を与え、管内業者の経営の安定及び向上を図り、もって離島地域の安全安心及び雇用の確保に寄与することを目的とした指名競争入札（以下「地域力保全型指名競争入札」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

第２　用語の定義

（１）　離島地域
五島振興局管内、上五島支所管内、壱岐振興局管内及び対馬振興局管内をいう。

（２）　建設工事
建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。

（３）　営業所
建設業法第３条第１項に定める営業所をいう。

（４）　主たる営業所と同等の営業所
「県内業者の営業所の取り扱いについて」（平成27年12月22日27監164号、27建企第494号）の規定に基づき承認された営業所をいう。

（５）　管内業者
発注機関の管内に主たる営業所がある建設業者をいう。
ただし、主たる営業所と同等の営業所を含む。

（６）　指名競争入札
通常型指名競争入札をいう。

第３　対象となる建設業者

離島地域において、参加者格付要綱第５条に基づき、土木一式工事のＡ等級に格付された管内業者。

ただし、五島振興局及び上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のＢ等級に格付された管内業者も対象とすることができる。

第４　対象となる基本的工事条件

（１）　長崎県土木部所管の建設工事のうち、五島振興局建設部、上五島支所建設部、壱岐振興局建設部及び対馬振興局建設部が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事。

（２）　特殊な技術を要しない建設工事。

（３）　港湾等の海上工事は除く。

第５　地域力保全型指名競争入札での発注

（１）　対象工事の選定
発注機関の指名審査委員会において、第４に定める基本的工事条件をすべて満たす

建設工事の中から、地域力保全型指名競争入札として適当と認める建設工事を選定する。

（2）　発注条件

選定した地域力保全型指名競争入札による工事の発注は、以下の考え方によるものとする。

① 指名競争入札によること。

② 指名業者は、対象となる建設業者の中から、発注機関の指名審査委員会において選定する。

③ 原則としてA等級の管内業者のみの入札とすること。ただし、五島振興局及び上五島支所管内においては、A等級の管内業者にB等級の管内業者を加えた入札とすることができる。

④ 「競争参加者の指名数について」（昭和58年5月23日付け58監第113号）の規定にかかわらず、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第103条の規定を満たせばよいこととする。

⑤ 指名業者への通知は、長崎県建設工事執行規則の施行について（昭和49年4月25日付け49監第187号）の第2の4の規定によるものとするが、入札執行通知書に別紙を添付するものとし、また、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を見積期間に算入することができるものとする。さらに、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条のただし書きを適用し、見積期間を5日以内に限り短縮することができるものとする。

⑥ 下請け制限、労働条件の改善等を条件とすること。

（3）　入札参加条件

発注時には、以下の条件を付すものとする。

なお、下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。

① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。

② 建設工事を落札した建設業者（以下「受注者」という。）は、原則として、管内に主たる営業所又は主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合については、管外に主たる営業所を有する建設業者に下請負する前に「「県内下請企業を使用しない理由書」について」（平成19年9月25日付け19建企第327号）に規定する様式－4（管内下請企業を使用しない理由書（離島地方機関用））を監督職員へ提出すること。

③ 受注者は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。

④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。

⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させるこ

と。また、「施工体制チェックリスト」（様式２）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式３）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式４）を提出すること。

⑥　受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。

⑦　受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。

⑧　受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。

（４）　県が付した条件の履行確保

監督職員は、「法令遵守状況報告書」（様式４）の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」（様式２）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式３）及び根拠資料（下請契約書の写し等）の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。

なお、受注者が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、受注者の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。

（５）　入札参加者への通知

入札執行通知書に次の事項を加えて通知する。

①　地域力保全型指名競争入札による旨

②　第５（３）及び（４）に掲げる事項

第６　その他

この要領に定めのないものについては、指名競争入札に係る諸規定を適用するものとする。なお「県内業者の営業所の取り扱いについて」は、契約年度の前年度における同様の通知と読み替える。

第７　試行期間

平成 20 年 12 月 24 日以降平成 21 年３月 31 日までに入札執行通知する建設工事に試行する。

平成 21 年４月１日以降平成 22 年３月 31 日までに入札執行通知する建設工事に試行する。

平成 21 年４月１日以降平成 22 年３月 31 日までに入札執行通知する建設工事に試行する。

平成 22 年４月１日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。

平成 25 年４月１日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。

平成 28 年４月１日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。

令和３年４月１日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。

令和５年３月３１日で廃止する。